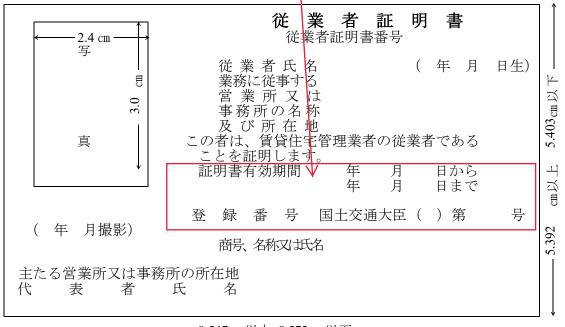
登録を受けるまでの間は空欄にしておくこと。 法律施行後1年間は未登録であっても「みなし業 者」であるため、空欄でも法的に問題なし。

別記様式第十一号(第三十七条関係)

表



- 8.547 cm以上 8.572 cm以下-

裏

/【補足】

備考

法令で規定されてる従業員者証明書の番号の付番例 1999年4月に雇用された1人目の従業員Aさんの場合

西暦の下二桁:99 雇用された月:04

従業員ごとの固有番号:1(01でも可)

Aさんの従業員番号:99041

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律抜粋

- 第十七条 賃貸住宅管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
- 2 賃貸住宅管理業者の使用人その他の従業者は、その業務を行うに際し、委託者その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - (1) 第1/けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3 しけたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
- (3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する営業所又は事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入**すること。** 営業所又は事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。

記載事項に変更があった場合、令和3年9月1日以降において営業所又は事務所の長の印は不要。

デジタル整備省令(国土交通省令第五十三号)抄

(賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第47条 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則(令和二年国土交通省令第八十三号) の一部を次のように改正する。

別記様式第十一号備考 2 中「記入し、営業所又は事務所の長の印を押印すること。」を「記入すること。」に改める。